

伊丹市水管規程第4号

伊丹市上下水道局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月23日

伊丹市上下水道事業管理者

大西 俊己

伊丹市上下水道局公印規程の一部を改正する規程（令和８年伊丹市水管規程第４号）

伊丹市上下水道局公印規程（平成８年伊丹市水管規程第６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(公印の新調及び <u>廃棄</u>) 第５条 公印の新調、改刻又は <u>廃棄</u> は、経営企画課長が管理者の決裁を得て行う。	(公印の新調、 <u>改刻又は廃止</u>) 第５条 公印の新調、改刻又は <u>廃止</u> は、経営企画課長が管理者の決裁を得て行う。
(公印の告示) 第６条 公印を新調、改刻又は <u>廃棄</u> したときは、 <u>印影を付して</u> 告示するものとする。	(公印の告示) 第６条 公印を新調、改刻又は <u>廃止</u> したときは、 <u>その旨を</u> 告示するものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。